

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (株式会社ユカシカド)

農林水産省は、株式会社ユカシカド（法人番号：7140001090053）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

国産農産物を原材料とする機能性食品の製造、販売を行う株式会社ユカシカドは、首都圏近郊に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能を移管すること、民間投資会社を引受先とする増資等により、自己資本の増強を行うことにより、ターゲットとする顧客数の多い首都圏近郊における製造体制の確立、物流費の低下を図り、付加価値の高いドライフルーツ等の製造・販売を行います。

これにより、原材料となる国産農産物の調達量を増加させ、生産者の販売機会の拡大を目指します。

2. 事業再編計画の認定

株式会社ユカシカドから提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社の増資に係る登録免許税の軽減及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：平成30年8月下旬以降～終了時期：平成35年2月28日

4. 申請者の概要

名称：株式会社ユカシカド

資本金：1,663万円

代表者：代表取締役 美濃部慎也

住所：東京都渋谷区神宮前3丁目27番15号

< 添付資料 >

[株式会社ユカシカドの事業再編計画の概要\(PDF：120KB\)](#)

[認定事業再編計画の認定内容\(PDF：163KB\)](#)

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課

担当者：松嶋、小長谷

代表：03-3502-8111（内線4112）

ダイヤルイン：03-3502-5747

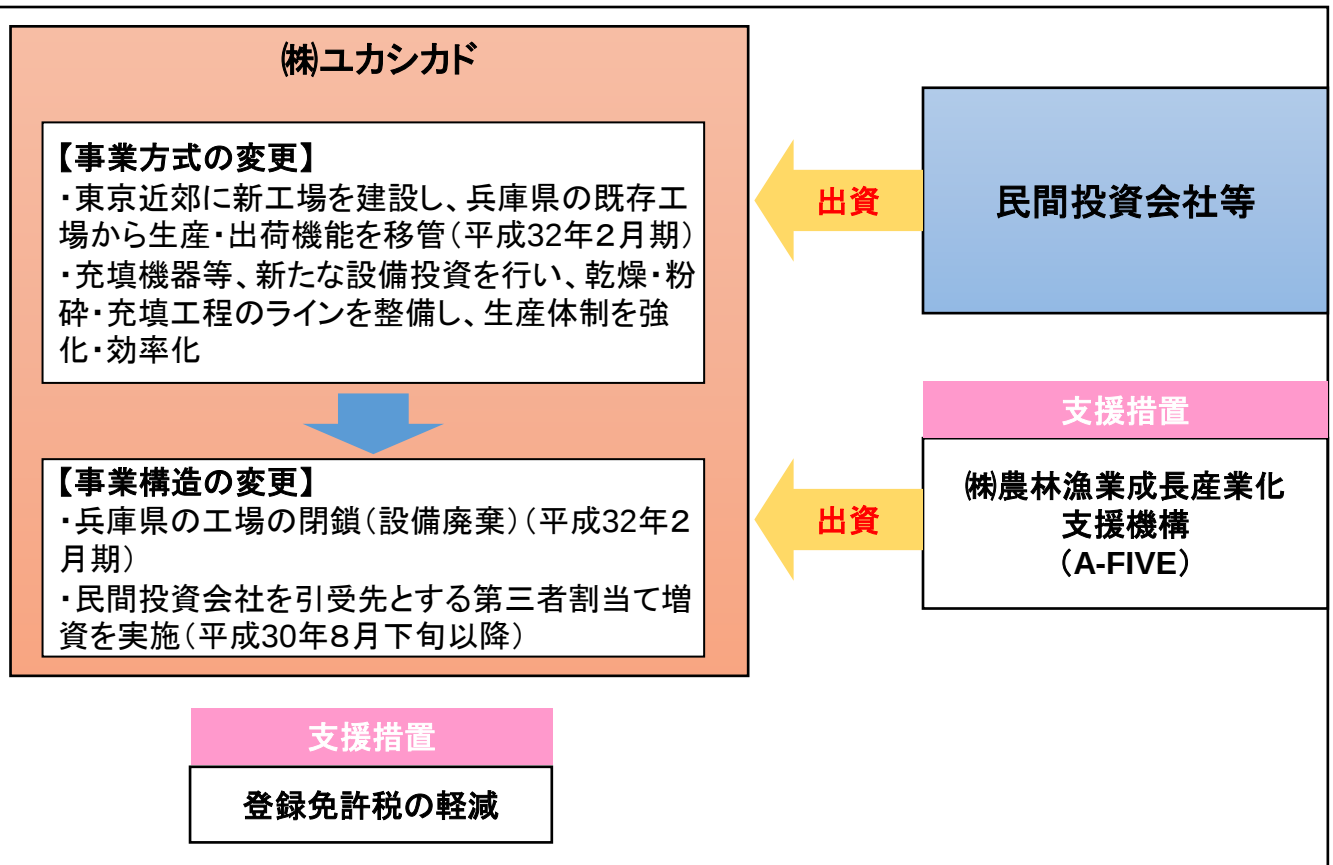
FAX：03-3502-5336

株式会社ユカシカドの事業再編計画の概要

国産農産物を原材料とする機能性食品の製造、販売を行う「(株)ユカシカド」は、

- ① **首都圏近郊に新工場を建設**し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管すること
- ② 民間投資会社等を引受先とする**増資等により、自己資本の増強**を行うことにより、ターゲットとする顧客数の多い**首都圏近郊における製造体制の確立、物流費の低下を図り、付加価値の高いドライフルーツ等の製造・販売を行います。**

これにより、**原材料となる国産農産物の調達量を増加させ、生産者の販売機会の拡大**を目指します。



事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

生産能力を倍増させることにより、**原材料となる国産農産物の調達量を4トンから157トンに増加させるとともに、現在行っている農業者との直接取引を維持しつつ、今後新たに直接取引先を5箇所から20箇所に増加させる**

⇒ **農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与**

【生産性の向上】

上記事業展開により、**工場稼働率を61%から94%に向上**

【計画の実施時期】 平成30年8月下旬以降～平成35年2月28日

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇等はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成30年8月10日

2. 認定事業再編事業者名

株式会社ユカシカド

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

国産農産物を原材料とする機能性食品の製造及び販売を行う「㈱ユカシカド」は、首都圏近郊に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管するとともに、民間投資会社等を引受先とする増資等により、自己資本の増強を行うことで、ターゲットとする顧客数の多い首都圏近郊における製造体制の確立及び物流費の低下を図り、付加価値の高いドライフルーツ等の製造及び販売を行う。これにより、原材料となる国産農産物の調達量を増加させ、農業者の販売機会の拡大を目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

新工場の建設により、平成30年2月期から平成35年2月期までに生産能力を倍増させる。これにより、同時期に、原材料となる国産農産物の調達量を4トンから157トンに増加させるとともに、現在行っている農業者との直接取引を維持しつつ、今後新たに直接取引先を5箇所から20箇所に増加させ、農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与する。

② 生産性の向上を示す数値目標

工場稼働率を平成30年2月期からの61%から、平成35年2月期には94%に向上させる。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

平成35年2月期において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回る。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

・工場の設備廃棄

廃棄する設備とその内容：

工場（兵庫県明石市藤江2029-1、兵庫県明石市野々上2-3-1）の設備の一部

帳簿価額：0.8百万円

廃棄期日：平成32年2月期中

廃棄比率：40%

- ・民間投資会社等及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）※を引受先とする第三者割当て増資を行う（出資の受入れ）。

増資の方法：民間投資会社等及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資

増資期日：平成30年8月下旬以降（予定）

※支援機構による出資については、別途、農業競争力強化支援法第 29 条に基づく農林水産大臣の認可及び支援機構による支援決定が必要。

(事業の方式の変更)

首都圏近郊に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能を移管するとともに充填工程のラインの整備、適正製造規範に基づいた工場とするための整備など、新たな設備投資を行うことにより、製造体制を強化・効率化する。

(2) 事業再編を行う場所の住所

- ・兵庫県明石市藤江 2029－1、兵庫県明石市野々上 2－3－1
- ・首都圏近郊

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 8 月下旬以降～終了時期：平成 35 年 2 月 28 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	四 出資の受入れ	- 増資の方法：民間投資会社等及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資 - 増資期日：平成30年8月下旬以降（予定） ※事業再編計画が認定を受けることが前提。	租税特別措置法第80条第4項第1号（株式会社の増資に係る登録免許税の軽減）
	十一 保有する設備の相当程度の廃棄	- 工場の設備廃棄 - 廃棄する設備とその内容：工場（兵庫県明石市藤江2029－1、兵庫県明石市野々上2－3－1）の設備の一部 - 帳簿価額：0.8百万円 - 廃棄期日：平成32年2月期中 - 廃棄比率：40%	—
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	- 首都圏近郊に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管（平成32年2月期中） - 乾燥、粉碎及び充填工程のラインを整備するなど、新たな設備投資を行い、製造体制を強化・効率化	法第27条、第29条1項（支援機構による出資）